

大河内千恵 提出 学位申請論文（課程博士）

『中・近世起請文の資料論的研究』 審査要旨

### 論文の内容の要旨

「江戸時代の起請文は、形骸化したものにすぎない」としばしば言われる。たしかに江戸幕府に提出された起請文は、ほぼ例外なく熊野牛玉宝印を料紙とし、御成敗式目の末尾に記された起請文の神文が使われており、極めて定型的である。だが、このように定型的な起請文を書く、あるいは書かせることにどのような意味があるのか、という点について検討されたことはなかった。そこでこのことを検討してみようとしたのが本論文である。

江戸幕府に出された起請文は、誓約内容によって何種類かに分類できるが、そのどれもが散逸しており、自分で史料集を作るしかない。そこで、一番集めやす

く、留書や家譜の類に記録が残りやすい、徳川将軍の代替り誓詞にまず焦点を絞り、史料の収集と検討から作業を始めてみた。

その結果、代替り誓詞は思いのほか旧大名家の文庫などに写や控が残り、また、編纂物の中に記録として記されていて、江戸時代の全期間を通しての事例をかなりの程度収集することが出来た。本論文第一部は、このようにして集めた代替り誓詞を、端作り文言（冒頭の事書）・神文・血判、の三つの視点から分析、検討したものである。

その結果得られた結論は次のようなものであった。

①江戸幕府には幕府公式起請文書式ともいうべきものが存在する。端作り文言Ⅱ「起請文前書」、神文Ⅱ式目神文（御成敗式目末尾に記された起請文の神文）である。この書式は、おおむね四代将軍家綱代始めのころから幕府によって示され、五代将軍綱吉期には大名はほぼみなこの書式に従うようになった。

②血判位置についても、九代将軍家重代始めの延享頃に幕府の血判位置ともいう

べきものが示され、これ以降、幕府起請文の血判は定められた位置「花押の丸の中」に据えられるようになった。

③端作り文言は些細な部分に見えるが、起請文の書式上大事な部分で、代々使用されてきた独自の端作り文言を持つ家さえある。

以上の第一部第一・二章の結論から、幕府が起請文書式を定めて、諸大名に従わせたことは支配権の誇示と捉えられるのではないかと予想できた。だが、起請文を政治的に利用しようとするほど幕府が起請文に対して意識的であったかどうかは必ずしも明らかでなく、起請文の誇大評価の可能性も感じられる。そこで、このことを検討するために、代替り誓詞にこだわらず、江戸時代初期の起請文全般に関する幕府の史料を集め検討した。その作業が第一部第四章である。そして、江戸時代初期から前期の関連史料を集めてみると、意外なことに起請文は幕閣・大名間で頻繁に書かれており、この時期起請文は己の心情や潔白・忠誠心を表現する手段として活用されていたことがわかってきた。また、この時期には代替り

誓詞は必ずしも將軍の隠居や死去のタイミングで書かれるものではなく、むしろ新將軍の代始めに發布される武家諸法度などの法令發布時に書くものと考える大名が多かったことも確認できた。以上の第一部の検討結果から、幕府起請文書式の決定と、大名への強制は、一種の幕府権力の誇示としてとらえてもよいのではないか、との結論に至った。

第二部では、

- ①幕府と同じように、諸大名家でも独自の起請文書式を持つのか、
  - ②持つとすればそれはどのような書式か、
  - ③大名家でも起請文書式の強制は行われたのか、
  - ④幕府起請文書式の影響はあるのか、
- といった四つの視点から大名家家中起請文の検討を行った。

まず、黒田・内藤・稲垣の三家についてやや詳細な検討を行い、真田・立花二家の簡単な概観を述べ、さらに家中起請文が数通ずつしか残らない諸家の起請文

もあわせて大名家家中起請文の大きな傾向を検討した。

その結果、式目神文を家中起請文に使う大名家は家門・譜代の家に多く、室町・戦国以来の歴史を有する西国外様諸藩は「霊社起請文」の語を含む端作り文言を持ち、勧請する神仏数が多い神文を使用する傾向があることがはっきりした。そして、どの家でも家中起請文の書式らしきものはあったが、使用状況が幕府ほどには徹底しておらず、細かな文字の異同はむしろ当たり前で、幕府起請文書式の厳密さが際立つ結果となった。

このような作業の結果、第二部の検討では式目神文を大名家がどのように使うか、という点について新知見が得られたのではないかと考えられる。

たとえば、延岡内藤家では国元で書かれる起請文と江戸藩邸のそれとは神文の使い分けが行われており、江戸藩邸と銀山方役職就任時起請文には式目神文が使用されていた。その使い分けの始まりは明らかではないが、内藤家での式目神文使用の初見は寛文四年（一六六四）で、ちょうどそれは將軍家綱の治世にあた

り、式目神文が幕府起請文神文として望ましいとの意向が示され始めた時期に該当する。内藤家ではほかのタイプの神文も使われていたと考えられるから、江戸では幕府の意向に添った形で、式目神文を使ったと考えられる。

また古河土井家では藩主が老中在職中は公用人（藩主の老中等としての仕事を補佐する家臣）・用人の役職就任時起請文は式目神文で書かれることが明らかになった。公用人は老中など限られた幕府役職の在職中のみ置かれ、藩主がたとえば老中であっても、彼らは陪臣身分であることに変わりはないと思われるが、そういう人たちが式目神文を使うことは大変興味深い発見であるといえよう。

第三部では、端作り文言・神文と並んで定型化されている、幕府起請文のもうひとつの要件である、熊野牛玉宝印について検討を行った。

幕府起請文における熊野牛玉宝印の使用については、先行研究の中では那智滝宝印に限る、との漠然とした認識があったと思われるが、史料を実際に収集してみると、本宮系・新宮系熊野牛玉宝印の使用も各一例ずつ確認できた。したがっ

て、幕府起請文の料紙は那智滝宝印のみに限定されず、熊野牛玉宝印であればよかつたことになる。

右のことがらは、実際に現存する幕府起請文の正文や写・控から導いた結論だったが、黒田家文書中に表右筆飯高七左衛門関連史料があり、「熊野の牛玉宝印ならばどこの寺社発行のものでも構わない」との宝永六年（一七〇九）時点での飯高の発言を記録してあることが分かった。この史料から、紀州熊野三山はしばしば「公儀御用の牛玉」と自称したが、それは紀州熊野三山側だけの認識であり、少なくとも十八世紀初頭まではそのようなことはなかったことが、史料上から確認できた。そして、紀州熊野三山発行の牛玉宝印は、天明年間（一七八一〜八八）ごろまでには、江戸の大名家に対して独占的な配布を行うまでに成長する。このことは残された起請文料紙の牛玉宝印の図様を見ても明らかであり、これは、紀州熊野三山本願所江戸目代代役に宝暦八年（一七五八）頃から就任した山伏覚泉院の活動と関係があるのではないかと思われる。

覚泉院は、「御用牛玉所」として宝暦以降『武鑑』にも掲載されるようになり、本願所発行の牛玉宝印が覚泉院の目代代役就任後、飛躍的に成長した様子が見えてくる。

覚泉院がどのように大名家や幕臣内に本願所発行の牛玉宝印を売り込んだかは明らかでないが、文政四年（一八二一）に覚泉院を継いだ、山伏で当時江戸の町で著名な書家であった長橋右膳が大きな役割を果たしたことは、時期的にも間違いない。右膳は書画番付にも名が載る書家で、彼が牛玉宝印を配布していることも広く知られており、その関係で当時文化人の多かった幕府右筆や太田南畝に代表されるような、勘定所・評定所の役人、大名家江戸留守居などに本願所（覚泉院）発行の牛玉宝印が広まっていったと推測ができる、としている。

なお、最初に設定した検討課題「定型的な起請文を書く、或いは書かせることに意味があるのかどうか」という点について、以下のような結論に達している。I幕府起請文書式は存在し、それは意識的に幕府によって設定されたものである。

そして、大名・幕臣内に「幕府起請文書式」として広く知られていた。

Ⅱ 諸大名家にも家ごとの起請文書式がある場合が多く、幕府同様家臣はこの書式に従ったが、幕府ほど厳密なものではなかった。

Ⅲ 定まった起請文書式に従って起請文を書かせることは幕府が支配上優位に立っている証となり、大名支配の上で一定の効果があつたものとみられる。

Ⅳ 書式が完成し、大名・幕臣がこの書式に従って起請文を書くようになると、幕府は起請文提出制度や儀礼を整備し、起請文提出を、大名の格付けや老中権力の確認などを行う場として利用していくこととなる。

以上が、「中・近世起請文の資料論的研究」の結論である。

#### 論文審査の結果の要旨

人と人が約束を結ぶときに書かれる起請文という文書についての研究は、従

来も盛んに行われてきたし、研究論文も多く存在する。だがそれは、起請文の発  
生期とされる平安時代後期や鎌倉時代、そして戦国時代に関するものが大多数で、  
近世における起請文については、ほとんど等閑に付されてきたと言ってよいだろ  
う。そうした中で、「江戸時代の起請文は、形骸化したものにすぎない」という  
説明だけが長いこと一人歩きしていた。

論者の大河内千恵は、本学大学院修士課程修了後、それが本当なのだろうかと  
いう疑問を抱き、そのことの当否を確かめるために、各地に残る起請文原本等を  
渉猟して研究を進めてきた。文書原本を調査した史料群は、薩摩島津家、肥後細  
川家、延岡内藤家、柳河立花家、福岡黒田家、長門毛利家、播磨酒井家、鳥羽稻  
垣家、松代真田家、古河土井家、仙台伊達家、弘前津軽家などの大名家をはじめ  
として、旗本や寺社にも及び、調査・観察した史料点数は、文字通り数え切れな  
いほど、と行ってよいだろう。

今回の提出論文は、そうした調査を基礎として書かれ、まとめられた、初めて

の江戸時代の起請文に関する本格的な専論である。その研究方法は、起請文研究の蓄積が比較的厚い中世史の研究方法を適用して、ほとんど専論のない江戸時代の起請文を、きちんと分析したといえることができる。

本論文が明らかにした成果は多岐にわたるが、第一に江戸幕府起請文について、第二に大名家の起請文について、そして第三に起請文の料紙牛玉宝印について、順に検討を進めてみよう。

第一の江戸幕府起請文については、初期には靈社起請文という中世以来用いられた起請文が幕府の指示で用いられており、式目神文は四代將軍家綱代始めのころから幕府によって示され、五代將軍綱吉期に各大名がこの書式に従うようになったことを証明し、江戸幕府の起請文は式目神文が幕初から幕末まで一貫して正式である、という通説が具体的な論証で否定された。そして同じ役職の者同士で血判をすえない「嗜誓詞」とよばれる起請文が広く行われたこと、また同じ役職者が代々書き継いでいく書き継ぎ起請文の時間を超えた一味同心的な意義などに

についても紹介され、興味深い。こうした指摘は、江戸幕府の政治史理解をも発展させたといって過言ではない。

また第二に大名家の起請文については、中世から存続していた大名家では比較的家の作法に類したものが存在したと言うことを、端作り文言と血判位置などの家毎の独特な作法の存在から詳細に明らかにした。こうした家の作法は、これまでどの研究者も注目してこなかった視点で、論者の独創的な研究である。特に血判位置について考察したきっかけは伊達家文書の調査中に論者が気づいた血が花押と微妙に離れた位置に滴っている起請文が多いのではないか、ということ、血判の血と花押の位置関係に注目した研究者は、おそらく一人もいなかっただろう。そしてそうした家の作法で据えられていた大名の血判が、幕府に提出する起請文では、十八世紀後半に「花押の丸の中」に統一されていく様相がリアルに描き出されている。また、内藤家などでは、幕府に提出する起請文と家中で書かれる起請文とでは、書式、神文や料紙にする牛玉宝印が異なっており、一方で古河

土井家では、藩主が老中の間は公用人・用人になる家臣が式目神文の起請文を書く、などということも、重要な指摘であり、注目される。

そして第三に起請文の料紙牛玉宝印についてだが、従来は、江戸の紀州熊野三山本願所覚泉院が発行した牛玉宝印が幕府起請文で用いられた、と漠然といわれてきた。しかし、覚泉院の牛玉宝印が一般化していくのは実は覚泉院が紀州熊野三山本願所江戸目代代役に就任した宝暦八年（一七五八）頃からのことで、それ以前はまちまちに各大名家が入手していたことも明らかにされ、また碓氷峠熊野社や江戸飯倉正宮寺の牛玉宝印についても、それと熊野三山との相論について詳細に見直し、それが江戸の町で一定程度普及していた様相などを具体的に明らかにしている。とりわけ、碓氷峠牛玉宝印が用いられた起請文の原本をはじめて何点も検出したことは、大きな成果である。

このように本論文は、起請文とその料紙牛玉宝印に関して、江戸時代の起請文の制度と作法を詳細に明らかにしたこと、また江戸時代に用いられた牛玉宝印に

についても、その発行、頒布のありかたについて、新知見を見出すことで大きな成果をあげたと評価することができる。

もとより、多少の課題も残る。たとえば幕府起請文に関しては、江戸初期の「靈社起請文」が、中世のそれと同じ様式とは言えない可能性が高い。そうであれば、その展開それ自体の古文書学的検討がさらに必要であろう。また、江戸市中の牛玉宝印についても、覚泉院がどのように大名家や幕臣内に本願所発行の牛玉宝印を売り込んだのか、そしてその意味はなにかなどについても今後さらに解明していくことが望まれる。さらに、起請文作成者の意識の変化を起請文書式の変化と関連させて明らかにすることも、今後期待されよう。

とはいえ、以上のように、すばらしい史料収集能力を発揮し、その上で緻密な議論を結実させた力量からして、論者が本論文を出発点としてさらに大きく飛躍するであろうことは疑いがない。

以上の審査結果を総合的に評価すれば、本論文の提出者大河内千恵は、博士

(歴史学) の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

平成二十五年二月十五日

主査 國學院大學教授 千々和 到 ①

副査 國學院大學教授 根岸茂夫 ①

副査 国文学研究資料館教授  
國學院大學大学院兼任講師 大友一雄 ①